

## 令和4年度障害福祉サービス事業者等集団指導 別冊資料 説明

### 【2ページ 柏原市からの情報提供について】

◆障害福祉サービスに関する情報を提供している柏原市のホームページアドレスを掲載しています。ホームページ記事は随時更新していますので、定期的なご確認をお願いします。

施設・事業所において新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、福祉指導監査課へ報告が必要です。ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染状況報告書」をメールにて提出してください。

### 【3ページ 変更届提出書類一覧】

◆参考として、共同生活援助に係る変更届提出書類一覧を掲載しています。変更届提出書類一覧は随時内容を更新していますので、届出の際は各サービスのホームページに掲載している最新のものをご確認ください。

事業所の指定内容のうち、表の左端の列の、「変更する事項」欄に記載している事項に変更があった場合、変更のあった日から10日以内に届出が必要となります。変更届出書に必要書類を添付して届けてください。表の「提出書類」欄に記載のとおり、事業所の移

転や共同生活住居の追加など、一部の項目については事前協議や事前の相談等が必要な場合もありますので、各サービスの変更届提出書類一覧でご確認ください。

事業所の電話番号やFAX番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、法令上の届出事項ではありませんが、市からの連絡や情報提供が円滑に行えるよう、ご報告をお願いします。法人情報に変更が生じた場合についても届出が必要です。7ページに「法人情報の変更届提出書類一覧」を掲載していますのでご確認ください。

届出方法については、表に記載のとおり「来庁」と「郵送」の2通りの方法があります。「来庁」となっている項目については、職員が直接内容を確認する必要がありますので、事前に電話で日時を予約の上、来庁いただきますようお願いいたします。来庁が困難な場合はご相談ください。「郵送」となっている項目については郵送での届出が可能です。来庁での届出も可能ですが、その場合も事前に予約のうえ、来庁いただきますようお願いいたします。なお、届出の内容によりメールでの提出が可能な場合がありますので、メールでの提出をご希望の場合はご相談ください。

変更届・介給届連絡票については、事業所で変更届・介給届の受

付を証する書類が必要な場合のみ添付してください。定型封筒については、受付票を窓口に取りに来ていただける場合もしくはメールでの返送を希望される場合は添付不要としています。

【8ページ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出の提出書類一覧】

◆介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（加算の届出）については、新たに加算を算定する場合や算定単位数が増える変更の場合、原則毎月15日までの届出であればその翌月の1日から、16日以降の届出であれば翌々月の1日からの算定となります。

加算等によっては届出・算定のタイミングが異なるものもありますので、ホームページ等をよくご確認ください。なお、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合は、算定する月の前々月の末日までに届出が必要です。

算定要件に前年度等の実績が関わるものについては、随時、加算要件を満たしているか必ずご確認ください、変更の必要があれば届出をお願いします。

【10ページ 廃止・休止届、再開届】

◆廃止・休止を行う場合は、廃止・休止予定日の1か月前までに届出を行う必要があります。来庁での受付となりますので、事前に電話にて日時の予約をお願いします。

休止後に再開する場合は、事前に届出を行ってください。

【11ページ 指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について】

◆障害者総合支援法において、事業者は障害福祉サービス事業を廃止・休止する際は、当該サービスを受けていた利用者が引き続き必要なサービスを受けられるよう、他の障害福祉サービス事業者やその他関係者との連絡調整等を行わなければならないとされています。

事業廃止の届出をする際は、現にサービスを受けている利用者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリストおよび、当該リストの作成に当たり利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、適切に対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出してください。

【17ページ サービス管理責任者研修に関する注意喚起】

◆サービス管理責任者研修は、令和元年度に研修制度が見直されました。新たな研修制度の実施にあたり一部の要件について経過措置が設けられているところですが、その期限が迫っているものもあります。現にサービス管理責任者をされている方、今後サービス管理責任者にしようと考えている方が要件を満たしているか、改めてご確認いただき、計画的に研修を受講していただくようお願いします。

【19ページ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算】

◆令和4年10月より新たに創設された、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定要件等について掲載しています。すでに福祉・介護職員処遇改善加算を算定されている事業所において、令和4年度中に当該加算の算定を希望される場合は、以下のアドレスから柏原市のホームページをご確認の上、必要書類をご提出ください。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2022072600061/>

以上が、令和4年度障害福祉サービス事業者等集団指導別冊資料の説明となります。内容をご理解いただき、適正な事業所運営に努めていただきますようお願いします。